

若年者納付猶予制度が導入されます

20歳代のかたは、本人（配偶者を含む）の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。（これまでは、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりませんでした。）

仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は、滞納の扱いとはなりませんので万一のときにも安心です。また、納付猶予期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には反映されません。しかし、満額の老齢基礎年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます。（2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。）

国民年金

【問合せ先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

保険料免除制度の所得基準が一部緩和されます

扶養者控除がないために単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

※単身世帯のかたの保険料免除の目安（年収ベース）

	全額免除	半額免除
平成16年度	100万円	150万円
	↓	↓
平成17年度	122万円	227万円

消

防
署



私たちは普段、多くの繊維製品に囲まれて生活しています。しかし、普通の繊維は燃えやすく、タバコなどの小さな火で着火し、やけどや火災の原因になっています。

羽島郡内においても、たき火をしていて、衣服に着火して背中をやけどしたり、ストーブの前で新聞を読んでいると新聞に着火し、衣服に燃え移って、全身やけどをした事例があります。

特にお年寄りのかたは、火に対する反応が遅れがちになったり、自分で消火することが困難なため、火災が大きくなり死傷に至ってしまうケースが多くなっています。

これらの事故を防ぐ有効な手段として「**防災製品**」を使用するという方法があります。

防災製品とは、繊維の燃

知っていますか？

防災製品

えやすい性質を燃えにくく加工した製品のことですが、「不燃」とは異なり燃えないのではなく、燃えにくい・すぐに燃え広がらないものを言います。

最近の防災製品には、かつぼう着・エプロンなどのキッチンウェアから、ふとん・パジャマなどの寝具類まで幅広く、また柄ものやデザインものも数多くあり、消費者の選択の幅も広がってきました。

また、衣類以外にカーテンやじゅうたんにも防災製品があり、このような防災製品を使うことで、やけどの事故防止はもちろんのこと、家庭での出火防止にもなります。

皆さんもこの機会に防災製品を使用されてみてはどうでしょうか。



羽島郡広域連合
☎388-1195